

評価委員会の所掌事務から削除される事務について

法改正に伴い、設立団体の長によるガバナンスを強化する観点から各機関の権限を整理した結果、次の事務については評価委員会の所掌事務から削除される。

項番	対象事務	法の根拠(現行)
1	業務方法書に対して知事が認可する際の意見	第22条第3項
2	知事による財務諸表の承認の際の意見	第34条第3項
3	中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって知事が承認する際の意見	第40条第5項
4	次期中期目標期間に積立金を繰り越すに当たって知事が承認する際の意見	第40条第5項
5	限度額を超えて短期借入をするに当たって知事が承認する際の意見	第41条第4項
6	短期借入の借換に当たって知事が認可する際の意見	第41条第4項
7	出資等に係る不要財産の譲渡により生じた当該財産の帳簿価格を超える額を納付しないことに対して知事が認可する際の意見	第42条の2第6項

※ 項番 2～4 の事務において知事が承認する内容については、目標・評価と関連するため、運用として分科会に報告される予定。